

# 埼玉県農業大学校寮臨時使用等に関する規程

## (目 的)

第1条 埼玉県農業大学校管理規則第11条及び埼玉県農業大学校寮生活規程（以下「寮生活規程」という。）第2条第5項に基づき、養成部の通学生（以下「通学生」という。）の埼玉県農業大学校寮（以下「寮」という。）臨時使用に当たって必要な事項を定める。

## (通学生の寮臨時使用)

第2条 通学生は、当番実習、学校行事等に参加するため、宿泊が必要と校長が認める場合は、寮部屋の空き状況を考慮して、寮を臨時使用することができる。

## (寮臨時使用願の提出)

第3条 当番実習に伴い宿泊する場合は、事前に担任職員から生活担当職員に連絡することにより、寮を臨時使用できる。

2 先進農家等体験学習において、体験学習先に通うために寮臨時使用を希望する通学生は、先進農家等体験学習における寮臨時使用願（様式1）を校長に提出し、許可（様式2）を受けるものとする。

3 第1項または第2項以外の目的で寮を臨時使用する通学生は、原則として使用する1週間前までに、寮臨時使用願（様式3）を担任を通じて校長に提出し、許可を受けるものとする。

## (寮費の納付)

第4条 第3条第2項の先進農家等体験学習における寮臨時使用者は、先進農家等体験学習期間中分の寮費を納付しなければならない。それ以外の寮臨時使用者は寮費の納付を要しない。

2 寮費の額は、寮生活規程第3条第2項のとおりとする。

3 寮使用開始の月又は寮使用終了の月で、寮使用期間が1月に満たない場合でも、寮費を納付するものとする。

4 寮臨時使用者は、校長が指定する期日までに寮費を納付しなければならない。ただし、校長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

## (寮臨時使用許可の取り消し)

第5条 寮臨時使用者が次の各号の一に該当するときは、校長は許可を取り消すことができる。

(1) 第4条第4項の納付期限を1月以上過ぎても寮費を納付しないとき。

(2) 寮生活規程を守らず、寮の規律が乱れると判断されたとき。

(3) 不正な行為によって入寮したとき。

(4) 寮管理上の指示に従わなかったとき。

## (寮部屋の割当)

第6条 部屋の割当は校長が指定する。

2 男子は寮A棟または寮B棟の空き部屋、女子は寮C棟の空き部屋を割り当てる。

3 原則二人一部屋の使用とする。

(鍵の貸与・返却)

第7条 第3条により許可を受けた寮臨時使用者に寮部屋使用に係る鍵を貸与する。鍵は、

寮使用終了時に速やかに返却しなければならない。

2 鍵を紛失した場合は、寮生活規程第11条第2項に基づき寮部屋鍵紛失届を提出し、鍵の作成に必要な経費の実費を弁償しなければならない。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、校長が別に定める。

附則1 この規程は平成16年4月1日から適用する。

附則2 平成18年4月 1日 一部改正。

附則3 平成21年7月 9日 一部改正。

附則4 平成27年1月30日 一部改正。

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

(以下様式省略)